

ご存知ですか？福祉医療機構の退職手当共済 ～退職共済制度のごあんない～

「福祉医療機構の退職手当共済」をご存知ですか？
社会福祉法人様向けの退職手当の一時金を支給するための共済制度です。法律に基づき昭和36年10月より実施されています。

「福祉医療機構の退職手当共済」はあなたの法人経営を（ちょっぴり）お手伝いできます。

退職金制度とは何ですか？必要ですか？

- ・退職手当は、会社が必ず支給しなければならない、と法律で定められたものではありませんが、月々に給与で支払われない分の後払い（給与の後払い説）もしくは、在職中の成果に対するもの（功労説）、生活保障的な性格をもっているものとされ、職員の福利厚生制度として日本の企業でも多く導入されています。
- ・退職給付制度には一時金制度と年金制度があります。定年後に支給を受ける場合であれば、老後の資金として重宝される他、転職した場合の一時的な収入としても重要といえます。

退職金制度を導入するには？

- ・退職金制度を導入するにあたっては、「就業規則に規定すること」と「財源を確保すること」などが必要となります。
- ・財源の確保がもっとも悩ましい問題です。長期間勤めるほど退職金は高くなる傾向がありますので、財源として収支差が生じた部分を長期間に渡り積み立て、管理しなければならず、経営者にとって負担が大きくなります。
- ・外部の退職金制度を利用すれば、長期間に渡る管理は不要となります。

こんな声をお聞きます

- ・保育所や介護施設などで人材確保が困難との声をよくお聞きます。保育士や介護職員の約4人に1人が「収入が少ない」ことを理由に離職しています（※）
- ・小規模の施設においては、施設長が事務を兼任していることも。日々の業務に加え、事務全般をこなすのは大きな負担となります。

（※）「社会福祉士、介護福祉士実態調査」（財団法人社会福祉振興・試験センター調査）：「前の職場を辞めた理由（複数回答）」として「収入が少ない」ことを理由に離職した割合は28.0%、東京都保育士実態調査：「退職意向理由」によると「給料が安い」ことを理由として離職した割合は25.5%でした。

このような状況の中で経営に（ちょっぴり）お役に立つのが
「福祉医療機構の退職手当共済」
かもしれません。
どのようなメリットがあるか、ぜひ、知ってください。



裏面をご覧ください

福祉医療機構の退職手当共済って何？

- ・福祉医療機構の退職手当共済は、経営者の方（社会福祉法人）が経営する施設の業務に従事する職員のための退職手当金を、経営者の方に代わり、機構が支払う制度です。
- ・このため、経営者の方は、共済契約を締結し、共済法及び共済約款で定められた掛金を支払うほか、職員の方の従業状況のご報告が必要となります。
- ・当制度は「社会福祉施設職員等退職手当共済法（以下、「共済法」といいます。）」という法律に基づき運営されています。

福祉医療機構の退職手当共済のメリット

長く勤めるほど
有利です！

退職手当金の支給水準

- ・国家公務員退職金制度を参考にした制度設計であり、法律に基づいています。
- ・払込額に対し、高い支給水準となっています。

退職金支給例

- ・加入5年/退職時給与20万円（払込額22万or67万）
⇒退職金見込み49万円
- ・加入15年/退職時給与28万円（払込額67万or200万）
⇒退職金見込み302万円
- ・加入30年/退職時給与36万円（払込額134万or401万）
⇒退職金見込み1,299万円

ポータビリティ

- ・「福祉医療機構の退職手当共済」に加入している法人間（施設間）であれば、退職手当金制度を相互利用できます。職員様の働き方に応じた制度です。

利用例

結婚による転居移転に伴い、保育所を退職することとなりましたが、移転先で新たに保育所に就職することができました。新しい保育所もこの共済制度に加入しているので、引き続きこの制度に加入し続けることができました。

事務の効率化

- ・積立等の煩わしい管理から解放されます。
- ・退職手当金は機構から直接退職者へ支給されます。支給に係るお手続きは届出書のみで完了です。

税制面

- ・当制度の掛金は経理処理上、損金扱いされます。
- ・退職手当金は「退職所得一時金」として扱われます。

知っておいていただきたいこと

- ・加入要件を満たす職員はパート等非正規職員であっても**全員加入させなければなりません**。
- ・掛金は全額事業主負担となります。
- ・掛金は上昇することがあります。
- ・共済契約を解除する（または解除された）際、解除日以降の退職については退職手当金が支給されないことはもとより、解除に係る一時金等は支払われません。

- ・当制度以外にも法律に基づいた退職金制度があります。その他類似制度として、確定拠出年金制度などの利用も考えられます。
- ・退職金以外の福利厚生に関しては福利厚生センターが実施するソウェルクラブ、社会福祉振興・試験センターが実施する従事者相互保険、従事者確定拠出年金制度などがあります。

こちらにお問い合わせください

本資料や制度に関するお問い合わせは、以下で受付けております。

電話でのお問合せ：0570-050-294（ナビダイヤル） ⇒ガイダンスの後「④」を押してください。

メールでのお問合せ：独立行政法人福祉医療機構ホームページの「退職手当共済事業」のページにある「お問い合わせフォーム」からお問合せください。